

会 議 名	令和８年度第１回港区児童福祉審議会
開 催 日 時	令和８年６月８日（月）午後６時３０分から午後８時まで
開 催 場 所	港区役所９階 ９１１・９１２会議室
委 員	（出席者） 岡田委員、種谷委員、村上委員、岡尾委員、武田委員、福島委員、 三浦委員、松原委員、小橋委員、白川委員、福田委員 （欠席者） 横堀委員
区 関 係 者	子ども家庭支援部長 横尾 恵理子 児童相談所長 岡野 安成 子ども家庭支援部子ども政策課長 鈴木 雅紀 子ども家庭支援部保育課長 宮内 宏之 子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長 磯崎 奈美 子ども家庭支援部相談支援担当課長 坪井 清徳 児童相談所児童相談課長 齊藤 和彦 児童相談所相談援助担当課長 鈴木 辰洋 児童相談所相談援助担当課長 堀口 美和
傍 聴 者	なし
会 議 次 第	１ 各委員・区関係者紹介 ２ 報告事項 （１）令和７年度の各部会の開催状況について （２）令和７年度港区児童相談所の運営状況について （３）港区社会的養育推進計画（令和７年度～令和１１年度）の令和７年度の実績について ３ その他
配 付 資 料	資料１ 令和８年度港区児童福祉審議会委員名簿、区関係部課長名簿 資料２ 令和７年度保育部会の開催状況について 資料３ 令和７年度里親・子どもの権利擁護部会の開催状況について 資料４ 令和７年度死亡事例等検証部会の開催状況について 資料５ 令和７年度港区児童相談所の運営状況について 資料６ 港区社会的養育推進計画（令和７年度～令和１１年度）の令和７年度の実績について 資料７ 港区児童福祉審議会条例 資料８ 港区児童福祉審議会条例施行規則 資料９ 港区児童福祉審議会部会設置要綱
会議の結果及び主要な発言	

委員長	定刻になりましたので、令和８年度第１回港区児童福祉審議会を開会いたします。はじめに事務局から本日の出席状況、資料確認、本日の流れについて、説明をお願いします。
事務局 (子ども政策課長)	本日の出席状況です。欠席は横堀委員です。村上委員、小橋委員、白川委員はオンライン参加ですので、前方のスクリーンでご確認ください。 定足数である過半数は確認できていますので、本審議会は成立しています。 次に資料の確認です。事前に送付させていただいた次第及び資料１から資料９でご説明します。 資料６は一部数値が誤っておりましたので机上配付した差替をご覧ください。申し訳ございません。 次に、本日の流れです。 まず、事務局から各委員・区関係者をご紹介します。 次に、令和７年度の各部会の開催状況について、各部会の部会長よりご説明をいただきます。 最後に、令和７年度の児童相談所の運営状況及び令和６年度に策定した「港区社会的養育推進計画（令和７年度～令和１１年度）の令和７年度の実績について」を担当課からご報告します。 なお、本審議会は議事録を作成するため録音しておりますのでご了承ください。発言される際は事務局職員がマイクをお渡ししますので、マイクを使用しご発言をお願いします。 オンラインで参加されている委員については、ご発言される際はマイクをオンにしてお話してください。 本審議会は公開で傍聴可能となっています。個人が特定されうる内容については発言をご留意いただきますようお願いいたします。
委員長	本日の議題は報告事項が３件です。質疑応答を含め、終了時刻は午後８時を予定しています。
事務局 (子ども政策課長)	１ 各委員・区関係者紹介 (資料１ 説明) 令和８年度第１回の児童福祉審議会ですので、事務局でお名前を読み上げますので、お返事いただければと存じます。 会場にお越しにいただいている委員、次にオンラインで参加いただいている委員の順で読み上げさせていただきます。 聖徳大学短期大学部 名誉教授の岡田 耕一委員です。 建築士の種谷 奈雄子委員です。 東京都済生会中央病院附属乳児院 院長の岡尾 良一委員です。 社会福祉士の武田 玲子委員です。 弁護士の福島 昭宏委員です。 ぽれぽれクリニック 院長の三浦 麻子委員です。 明治学院大学 名誉教授の松原 康雄委員長です。 弁護士の福田 笑美委員です。 オンラインで参加されている委員です。 常磐短期大学幼児教育保育学科 教授の村上 八千世委員です。 鴨川市立国保病院 病院長の小橋 孝介委員です。 共立女子大学児童学部 学部長の白川 佳子委員です。 続きまして、区関係者をご紹介します。 子ども家庭支援部長の横尾 恵理子です。 児童相談所長の岡野 安成です。 子ども政策課長の鈴木 雅紀です。 保育課長の宮内 宏之です。 子ども家庭支援センター所長の磯崎 奈美です。

	相談支援担当課長の坪井 清徳です。 児童相談課長の齊藤 和彦です。 相談援助担当課長の鈴木 辰洋です。 同じく、相談援助担当課長の堀口 美和です。 以上の委員の皆様及び区関係者で令和８年度港区児童福祉委員会を実施させていただきます。改めてよろしくお願いします。
事務局 (子ども政策課長)	２ 報告事項（１）令和７年度の各部会の開催状況について （資料９説明） 資料に下線を引いている部分が今回改正した内容となります。 改正内容は、令和８年度から全国的に本格実施された「乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度」を実施する施設の認可に関する事項でございます。乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法に基づき、児童福祉審議会に意見聴取する必要があります。 本事業の内容から、保育部会での調査審議が妥当と考え、保育部会の所掌事項に追加いたしました。本改正を、令和８年２月１日から施行し、昨年度中に１０施設の認可を審議いただきました。詳細は、のちほど保育部会の部会長からご説明いただきます。 説明は以上となります。
委員長	ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますでしょうか。
委員一同	（質問事項なし）
岡田委員	（資料２説明） 項番１の保育部会の所掌事項についてです。所掌事項は、保育所の設置認可に関する事項などでございます。 次に、項番２の開催状況についてです。 令和７年度は、３回開催いたしました。 第１回の保育部会では、保育所の移転に伴い、その計画の認可基準の適合状況を確認する計画承認の案件として、審議案件が１件ございました。また、民間物件を活用したインクルーシブ一時預かり事業及び放課後等デイサービス事業の一体的な事業実施についての審議案件が１件ございました。事務局からの説明、公認会計士からの財務状況の分析の報告等を受け、子どもたちが使いやすい設計になっているか、財務状況は健全か等、部会で審議を行いました。その結果、トイレの設置場所に関する意見等を付した上で、適当であると答申いたしました。 第２回の保育部会では、既に開設をしている私立認可保育所の事業譲渡に伴い、譲渡先の新法人に対して認可する案件が１件ございました。事務局からの説明、公認会計士からの財務状況の分析の報告等を受け、部会で審議を行った結果、適当であると答申いたしました。 第３回の保育部会では、前年度及び当年度に計画承認された案件が、開園前に認可基準へ適合しているかを改めて確認するための設置認可の案件として、審議案件が３件ございました。また、乳児等通園支援事業の実施に係る認可の案件として、審議案件が１０件ございました。事務局からの説明、公認会計士からの財務状況の分析の報告等を受け、部会で審議を行った結果、すべての案件について、適当であると答申いたしました。 今回３回に渡り、認可に関して審議を行いました。私は保育の研究家であり、種谷委員は建築士、村上委員は乳児保育の専門家ということで、それぞれの立場から意見をし、事務局を通して事業者意見し、それを取り入れてくれることも多くありました。すでに、完成している施設については、我々の意見を踏まえ、工夫をしながら保育をしていただいています。特に、第３回のこども誰でも通園制度は港区ならではの特徴を生かした制度だと感じました。具体

	的には、全国的には1月10時間までのところ、港区は24時間まで預かるということ、料金も1時間当たり300円程度のところ、港区は無料となっています。また、認可施設には、幼稚園も含まれていました。このこども誰でも通園制度には、幼稚園も積極的に参加してほしいと思っており、今後も本制度を見守り、発展していったほしいと思っています。 種谷委員、村上委員からも一言お願いします。
種谷委員	こども誰でも通園制度は、保護者の就労の有無にかかわらず利用できるということで、専業主婦の方などには本当に素晴らしい事業だと思います。一方で、保育園等の在園児と一緒に部屋で過ごすことになり、4月の新入園のタイミングなどではすごく泣いてしまうなど、新たな部屋が必要になる可能性もでてくると思います。保育士の皆さんのご苦勞が想像できます。全体の審議としては、港区の保育園の特徴として、高層ビルの中にあたりしますが、港区の都市計画が素晴らしく、ビルの間に緑豊かな公園があるので、そういった公園を活用して開園されるのがほとんどという印象です。1点残念なのは、私立保育園の開設に当たりまして、子ども一人当たりの面積や、建築基準法上必要な廊下の幅、バリアフリー法に則したものを建築しようとすると、相談室や職員の休憩スペースが中々取りづらいという点です。これからも保育園の整備に、微力ながら取り組んでまいりたいと思っています。
村上委員	港区の場合は、他の自治体からしたら政策面でも設備に対する補助も手厚いと思います。さきほどの種谷委員と同様に、港区特有のビルの中にあるという条件があり、狭い中をパズルのようにあてはめながら子どもたちの生活空間をつくるという厳しい条件があるかと思っています。ですが、そういったハード面の条件によって、子どもたちの生活に制約がかからないようにできる限り意見をするように心がけていきたいと考えていきたいと思っています。私は排泄のことやトイレのことを研究テーマにしていることから、0歳児のトイレがないとか、水回りのところにしわ寄せがきやすいということが気になっています。そういったことから、排泄の発達状況が遅れていくということがあることから、できる限りそういうことがないように今後も意見していきたいと考えています。
委員長	ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますでしょうか。
松原委員	意見のあったトイレに関する指摘はその後どうなりましたか。
事務局 (子ども政策課長)	いただいたご意見を事業者に伝え、計画承認前であれば可能な限り図面に反映していただき、認可前であれば運用面の工夫等で対応していただいています。
岡尾委員	港区のこども誰でも通園制度が24時間とのことですが、今後拡大する予定はありますか。
事務局 (子ども政策課長)	本制度が4月に始まってから、今月で3か月目となります。今後、本制度を効果検証した上で、改めて検討していきたいと考えています。
委員長	そのほか、ご質問やご意見はありますでしょうか。 (質問事項なし) (資料3を説明)
事務局 (子ども政策課長)	横堀部会長が欠席のため、事務局が代理で報告させていただきます。 項番1の所掌事項についてです。所掌事項は、里親の認定に関する事項など

	でございます。 次に、項番2の開催状況です。令和7年度は、5回開催しました。里親の認定に関する事項は、養子縁組を目的とせず子どもを一定期間養育する養育家庭が2件、専門的なケアを必要とする子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間家庭で養育する専門養育家庭が1件の、合計3件でした。各家庭の、里親申請や受託に対する動機や受託児童の養育に関する考え方、家庭環境・生活状況などについて確認し、部会で審議をいただき、委員からのコメントを必要部分には付した上で、すべての案件について、適当であるという審議結果を答申いただきました。 次に、里親の登録の更新は、報告案件となっており、令和7年度は、更新が7件ありました。里親の住居の環境や現在の家庭生活の状況などについて報告を受け、必要と思われる部分について改めて確認するとともに、意見交換をしていただきました。 続いて、児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合における当該措置に関する事項については、審議事項が2件、報告事項が9件ありました。保護者や子どもの意向、子どもの心身の状態、これまで児童相談所がどのように関わってきたのかなどを確認していただき、審議事項の2件につきましては、部会で審議をいただき、すべての案件について、適当であるという審議結果を答申いただきました。 次に、被措置児童等虐待の届出・通告については、2件受理しました。受理した案件につき、経緯や状況を具体的に確認するとともに、子どもとかかわる場面や支援の現場における留意点、人材育成の在り方などについて意見をかわし、以後の課題や要点を確認していただいております。 また、児童相談所の一時保護の状況や、子どもの意見表明権保障として、外部から訪問するアドボケイトによる、子どもの意見の聞き取りの結果報告をさせていただきました。報告をもとに、将来に関する不安や、職員の対応などについて、一時保護中の子どもたちの思いを受けとめ、意見や要望を尊重した業務を児童相談所が行っているか、具体的に確認いただきました。記録からは、児童相談所の職員に直接話しにくいことを言語化している様子や、児童相談所職員によってすでに説明を受け、対話してはいるものの、自分自身の実家族の状況や一時保護中の生活等について、第三者に位置付くアドボケイトに、改めて揺れる思いを伝えたり、多様な実感を、こぼすように表現したりする子どもたちの姿もうかがえました。そのほか、子どもの希望がある場合には、伝えたいことをアドボケイトのサポートによって文字化して確認書としてまとめ、具体的な要望をかたちにし、対応の検討に活かす取り組みも行っています。子どもたちの意見表明を促し、発せられるに至った多様な形での「声」、ニーズを部会としても受けとめ、確認・共有しました。それらを実際の支援場面に、引き続き活かしていただければというご意見もいただいております。 岡尾委員、武田委員、福島委員、三浦委員からも一言お願いします。
岡尾委員	港区の一時保護所では、子どもの権利擁護のために、週1回アドボケイトが相談に来ているのが活動として非常に素晴らしいと思っています。確認書をとられるということで、きちんと福祉士等に意見を伝えられる仕組みがあることは非常に良いと感じています。また、アドボケイト以外でも、子ども会議をやっているということで、生活上の困りごとなどの意見を出されているという活動も引き続きやっていっていきたいと思っています。
武田委員	子どもの意見表明の際に、確認書が活用されるようになって、非常にそのことで、一時保護所の日常改善などにつながっており、子どもの権利を改善していくことになるのかなと感じています。 また、被措置児童等虐待の案件が、保育所等も対象施設となり、今後、部会として検討していくことが増えていくのではないかと考えています。外部の意見により、今後、保育園や施設運営の改善や、研修の充実につながることを願

	っています。
福島委員	本部会は、ほぼ毎月開催を予定しており、審議事項がなければ流会としていますが、おおむね2か月に1度の頻度で実施されています。以前は、3か月に2度という頻度でしたが、若干、審議事項が減っているのかと思っています。 また、一時保護所の定員も超過していると聞いていますので、この点は引き続き注視していく必要があると考えています。
三浦委員	他の委員の方からもあったとおり、アドボケイトの取組が充実していて喜ばしいことだと思います。また、保育施設での報告に対する審議が増えてきて、これまでの審議事項と異なることが多いですが、委員の皆様のお力添えをいただきながら、子どもを初めてとする皆様の健康維持に努めてまいります。
委員長	ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますでしょうか。
福田委員	昨年度の児童福祉法改正により、保育所や学童クラブなどの被措置児童等虐待の対象が拡大していますが、今後、こういった案件は全て里親・子どもの権利擁護部会で調査審議していくのでしょうか。
事務局 (子ども政策課長)	現時点では、里親・子どもの権利擁護部会での調査審議を予定していますが、今後、件数が増えていく場合には別途ご相談させていただきます。
福田委員	資料（４）の児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合における当該措置に関する事項に審議が2件とあるが、これは児童福祉法第28条申立てのケースの審議なのでしょうか。
事務局 (子ども政策課長)	全て児童福祉法第28条申立てのケースです。
委員長	そのほか、ご質問やご意見はありますでしょうか。
委員一同	（質問事項なし）
松原委員	（資料4を説明） 項番1の所掌事項についてです。所掌事項は、児童虐待を受けた事例の分析、児童虐待の予防、早期発見等の調査研究及び検証です。 次に、項番2の開催状況です。令和7年度は部会を1回開催いたしました。内容は、令和7年度に発生した、港区内のご家庭の児童が亡くなられた事案についてです。個人情報を含むことから事案内容の詳細についての報告はできませんが、本事案の原因が虐待等ではないことから、港区検証実施基準に基づき、本部会の検証対象に該当しないことと判断いたしました。 本部会は、昨年度1回開催しましたが、開催されないことが望ましい部会だと思います。今回のケースも検証対象にはしませんでした。実際にお子さんが亡くなっている案件もありますので、虐待含めて、子育ての支援、発生の予防ということについては、この審議会を通じて意識していきたいと考えています。
小橋委員	昨年度は検証対象の事例がなかったため、検討にはなりませんでしたが、予防的観点から、万が一事例が発生した場合には、その事例が次の事例の発生を予防にならないか、しっかりと議論して、虐待死の予防に貢献できたらと考えています。
白川委員	開催1回ということで、本事例については詳細な資料をもとに、部会委員で

	検討しました。引き続き、虐待等の再発がないように取り組んでいきたいと考えています。
福田委員	この事案については、当部会の委員全員が虐待ではないと考えたのですが、やはり、お子さんが亡くなるということは痛ましいことには変わりないので、私たちの議論が虐待ではない事案についても内容を確認し議論して何かを残せればという意識で取り組んでいます。引き続き、虐待でない事案についても丁寧に検討していきたいと考えています。
委員長	そのほか、ご質問やご意見はありますでしょうか。
委員一同	(質問事項なし)
委員長	最後に、4つの部会全体を通して、ご質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。
委員一同	(質問事項なし)
児童相談課長	報告事項(2) 令和7年度の児童相談所の運営状況について (資料5 説明) まず、項番1の相談受付件数ですが、年間毎月150件程度で推移しており、年間で令和7年度は1,641件ありました。児童相談所開設以降、ずっと相談件数は伸びており、令和5年度は1,445件、令和6年度は1,630件となっており、令和7年度は11件増加となっておりますが、傾向としてはほぼ横ばいという形です。 相談内容として一番多いのが虐待相談、続いて養育困難性格行動に関する相談、次に知的障害の相談という順になっています。 次に、項番2の一時保護の状況です。令和7年度は、保護の件数として年間で延べ107人保護しており、過去と比較すると、令和5年度は68人、令和6年度は104人となっており、令和7年度は3人増加となっておりますが、こちらも傾向としてはほぼ横ばいという形です。 なお、令和7年度は特に施設入所の待機などで保護が長引くことが非常に多く、入所率が高い状況でした。定員は男児4人、女児4人、幼児4人の合計12人の定員で、年間の平均入所率が約133%で、1日平均して約16名の児童を保護していたという状況です。 こうしたことを受け、一時保護所では定員を超える状況が続いていたことから、補正予算を編成し、年度末にかけて、いざというときに居室に転用できるよう工事を入れ、定員が超過した場合でも、児童のプライバシーが保たれ、安心して生活できる環境を整備しています。 一時保護所の様子については、小学生以上の児童は個室で安心して生活できる環境を整えております。 また、児童の状況に応じて、通学を行うほか、散歩や遠足、スポーツや季節の行事等を実施しています。なお、通学については、年間29人の児童が在籍校へ通学しています。令和7年4月に施行しております港区一時保護施設の設備および運営に関する基準を定める条例で、児童の希望を尊重しつつ通学の支援をするということを努力義務化しておりますので、そちらを踏まえての対応となっております。そのほか、令和7年度は各居室に鍵付きロッカーを新たに導入し、例えば、愛着のあるものなどを、児童が個別に管理できるような取組も実現しています。 次に、項番3の児童福祉施設等への入所児童数です。令和8年3月末現在で56人の児童を施設等に措置しています。このうち、令和7年度に一時保護解除後に、施設入所等となった児童は17人となっています。里親登録の状況は、区内の里親は養育里親15家庭、養子縁組里親19家庭、専門養育家庭1

	家庭、親族里親1家庭となっています。また、令和7年10月、子ども家庭支援総合センター内に、民設民営の里親支援センターが設置され、児童相談所と里親支援センターが協同して里親への支援を行う体制を整えています。 次に、項番4の児童の権利擁護の取組についてです。里親・子どもの権利擁護部会の報告でもありましたが、アドボケイトが一時保護所におおむね週1回来所しています。また、一時保護所内には意見箱を設置するとともに、子ども会議を月1回程度開催し、児童の意見を聞き取り、翌週には回答するようにしています。最後に、第三者評価について、一時保護所の運営の質を向上するため、令和5年度に実施しています。一時保護所の第三者評価は3年に1回実施することとしておりますので、現在今年度実施をする準備をしているところで、評価結果は区のホームページで公表しています。
委員長	ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますか。
松原委員	子ども会議の結果を翌週に発表するのはよい取組だと思う。意見を聞くだけでなく、真摯に意見を受け止めているということがよくわかり、すごく良い試みだと思います。
福田委員	個人一人ひとりが鍵付きロッカーを使えるのですか。
児童相談課長	各居室に鍵付きロッカーを配備しており、通信機器などは持ち込めませんが、例えば愛着のあるぬいぐるみなど、私物の管理は紛失となったらトラブルとなりやすいので、子どもの意見を聞きながら、約束の範囲で自分の部屋の鍵付きのロッカーで管理できるものはしてもらうということで取り組んでいるところです。
福田委員	すごく良い取組だと思います。
委員長	そのほか、ご質問やご意見はありますか。
委員一同	(質問事項なし)
児童相談課長	報告事項(3) 港区社会的養育推進計画(令和7年度～令和11年度)の令和7年度の実績について (資料6) 港区社会的養育推進計画は、5年間でして、令和7年度に計画の1年目が終わったところということで、1年目の実績を報告させていただきます。 まず、本計画の目的ですが、港区社会的養育推進計画は、区の社会的養育の現状を踏まえ、課題解決に向けた基本的考え方や体制整備に向けた取組の方向性、具体的将来像等について、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間として示すものです。お手元にある港区社会的養育推進計画の2ページをご覧ください。記載のとおり、令和6年6月に児童福祉法が改正され、令和7年度から令和11年度までの期間とする社会的養育推進計画の策定が求められることになりました。 次に、本計画の位置付けについてですが、本計画は、支援が必要な妊産婦や子育て家庭について地域における支援の取り組み強化を目指すものであることから、港区基本計画・実施計画を初め、港区地域保健福祉計画、港区子ども・若者・子育て総合支援計画との整合を図るとともに、東京都社会的養育推進計画も見据えながら策定しています。 計画の5ページをご覧ください。こちらの中で計画の基本方針を3つ掲げています。施策の1が「子どもの最善の利益を守る社会的養育環境の整備」、施策の2が「子どもと家庭を支える適切な支援体制の構築施策」、施策の3が、

「社会的養護のもとで過ごす子供たちが安心して生活できる養育環境の確保」として、大きく3つの施策に分けて計画の基本方針を定めています。

資料6をご覧ください。項番3の実績は、本計画に掲げる26の指標について令和7年度の実績を記載しています。資料2ページ目からが実績表となります。表の右上に計画の掲載ページも書いています。

最初に、子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ事業です。こちらは必要量3,113人日/年とあるところを実績として2,563人日/年となっています。ショートステイ事業を実施する施設は、区内の乳児院2施設とみなと子育て応援プラザ事業、いわゆるPocke1施設となっており、延べ利用日数を記載してございます。こちらについては、保護者の仕事などを理由にキャンセルが発生するなど、当初見込んでいた3,000人までは届いておりませんが、実績として2,563人となっています。

次に、養育支援訪問事業です。養育に関する助言指導が必要と判断した家庭への訪問の回数になります。必要量30に対して、実績は80となっています。こちらは元々10世帯に3回程度訪問するという想定で、30としておりますが対象となる世帯が67世帯あり、実績として80回となっております。

次に、一時預かり事業です。現在、区内には10か所の一時預かり事業を実施する施設がありますが、そこでの必要量として41,768人日/年を見込んでいたところ、実績としては61,741人日/年となっており、実績が必要量を超えています。

次に、子育て世帯訪問支援事業です。こちらは子育て世帯への派遣の回数で、必要量を102人としていましたが、実際に訪問した世帯は28人となっております。10世帯ぐらいの利用を想定していたところ、対象となる利用利用してくれた世帯は4世帯でした。

次に、親子関係形成支援事業です。こちらは必要量を9人としていましたが、実際には19人の参加となりました。こちらは、参加者間での口コミが広がって参加希望者が多くなったという実績になります。

次に、児童育成支援拠点事業です。こちらについては、実績としてはなしとなっています。事業としては、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所を開設して、生活習慣、学習進路相談、食事提供などを通じて包括的に支援をするという家庭支援事業の1つとなっています。こちらは、幅広い児童が対象となる事業とは異なりまして、不登校児童の他養育環境等に課題を抱えた虐待のおそれがある児童等が対象となるために、対象関係部署が連携をして検討を進めるということで、今まだ検討中となっています。

次に、ヤングケアラー支援サポート養成講座の養成者数です。こちらは、指標が140人のところ、実績としては188人となっています。出前による養成講座の開催回数が増加させたため、実績が高くています。

施策2の社会的養育が必要な子どもへの適切な支援体制の構築に移ります。

まず、児童福祉司スーパーバイザー研修受講者数です。必要量が2人としていたところ、実績は1人となっています。想定していた1人が研修に参加できなかったということで、実績としては1人となっています。

次に、児童福祉司、児童心理司による子どもの声の聞き取り回数です。こちらは、在宅ケース一人当たりと記載しているとおり、在宅での支援をしている家庭に対しての年間の訪問回数で、平均をした回数を記載しています。

令和7年度の対象となるケース数が1,153回で、延べの訪問を実施した回数が2,948回で、こちらを平均すると1家庭につき3回弱ですが、四捨五入して3回としています。

次に、民間機関の支援を活用したケース数です。必要量6人のところ、実績は4人となりました。こちらは、活用に至る保護者の動機づけやタイミングと個別の事情に左右される側面が大きくあることから、実績は4人となりました。

次に、保護者支援プログラムに関する児童相談所職員の資格取得者数です。

こちらは、心理士が保護者を支援していくに当たり必要な資格を取得するということで、必要量7のところ、実績として8の資格を取得しています。

次に、児童相談所職員による保護者支援プログラムの実施数です。こちらは、指標28のところ、実績が13となっています。こちら、先ほどの民間機関との支援と同様に、ケースの動機づけや導入タイミング等の個別の事情による側面が多いことから、このような実績となっています。

最後に、施策3の社会的養護のもとで過ごす子どもが安心して生活できる養育環境の確保に移ります。こちらの指標が一番多く、全体で26指標あるうち、14指標が本施策となります。

次に、里親登録（認定）数です。養育家庭は必要量9のところ、実績は8家庭となっています。こちらは実際に児童を受け入れている家庭の数となります。専門里親と養育養子縁組里親は、それぞれ実績はゼロとなっています。

次に、法定研修以外の研修実施回数です。里親さんへの研修の実施回数になりますが、指標は25回でしたが、実績としては31回となっています。こちらは都区合同の研修や、区独自の研修のスキルアップ研修など、研修メニューを充実させたことで実績が指標を上回っています。

次に、法定研修以外の研修受講者数です。養育家庭の研修で受講していただいた人数ですが、指標51人に対して実績は28人となっています。こちらは、フォローアップ研修合同のフォローアップ研修に6人、スキルアップ研修という区独自の研修には22人の方に受講していただき、実績は28件となっています。

次に、児童相談所、民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数です。こちらは、指標が2件のところ、実績は3件となっています。令和7年度に特別養子縁組が成立した件数になります。

次に、特別養子縁組へのフォostリング機関による支援件数です。こちらは対象家庭数が想定に比べて少なかったということ、指標17家庭のところ、実績は14家庭となっています。

次に、子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ事業の区内乳児院での受入数です。こちらは、区内の乳児院2ヶ所で実施しているショートステイ事業の受入数で、必要量は3,113人日/年のところ、実績は1,100人日/年となっています。保護者の仕事の調整など、様々な要因でキャンセルになることもありました。

次に、児童福祉司による施設入所中の児童への訪問回数です。こちらは、施設に入所措置がされている子どもへの面会投稿者件数となります。指標は240回のところ、実績は458回となっています。児童が施設入所中の1人当たり年4回の訪問を想定していましたが、想定を超える訪問となりました。

次に、施設・里親等と協働して自立を支援する実施件数です。こちらは、社会的養護から自立を迎える高校生の数を記載しており、必要量が4件のところ実績は9人となっています。

次に、仮称みなと社会的養護自立支援ミーティングの実施回数です。こちらは指標3回のところ、実績は2回となっています。社会的養護から自立をする間に、施設職員や福祉司、関係機関が一同に集まってミーティングや面接等をする回数となっています。現在は、運用の段階となっており、仮称はとれています。関係者が一同に集まらなくても、通常の児童面接の中で実施が十分であるということもあり、平均としては2回となっております。

次に、一時保護施設職員に対する研修の受講者数です。こちらは、必要量270人のところ、実績は531人とかなり高い数字となっていますが、一時保護所職員が研修を受講する延べ回数となっており、アーカイブ配信など、色々な手法で研修が受講できるような体制が整えたことで、受講回数が増えたという状況です。

次に、心配や不安を感じたときの職員への対応の満足度です。こちらは、入所児童への満足度アンケートをもとに算出しており、指標66%のところ、実績は満足度88%と高い実績が出ています。

	次に、社会的養護等のもとで過ごす子どもを対象とした意見表明等支援事業への利用可能数です。こちらは、一時保護中の子どもと施設入所中の子どもにわかれています。一時保護中の子どもが必要量372回のところ、実績としては92回、施設入所中の子どもが必要量60のところ、実績が2回となっています。数字が低いように見えますが、こちらはアドボケイトに参加した子どもや意見箱に意見を投稿した子ども、こども会議に参加をして意見を述べた子どもを集計しています。また、施設に入所している子どもには、希望に応じてアドボケイトを派遣していますが、全体的には実績が伸びなかったということになっています。 次に、子どもの権利擁護に関する所内研修の参加職員数です。こちらは、指標55人のところ、実績は66人となっており、想定よりも多く研修に参加してもらえたということになっています。 最後に、社会的養護のもとで過ごす子どもを対象とした子どもの権利擁護に関する取組に係る本人の認知度・利用度・満足度です。こちらは、アンケートの集計によって算出しています。一時保護中の子どもと施設入所中の子どもで指標を分けています。まず、子どもの権利擁護の取組の認知度は、比較的高い数字となっていて、一時保護中の子どもは指標40%のところ実績は100%となっており、施設入所中の子どもも76%となっています。利用度は、一時保護中の子どもは指標が60%のところ実績は74%と、施設入所中の子どもは指標が40%のところ実績は3%となっており、利用の活用が少ないという結果になりました。満足度は、一時保護中の子どもは指標が60%のところ実績は80%と、施設入所中の子どもは指標が60%のところ実績は88%となっており、利用してくれた子どもは高い満足度となっている結果となりました。 説明は以上となります。
委員長	ただいまのご報告に関してご質問やご意見はありますでしょうか。
委員一同	(質問事項なし)
委員長	予定していた議題は以上となります。事務局から事務連絡等お願いします。
事務局 (子ども政策課長)	皆様遅くまでありがとうございました。 本日の議事録について、内容を確認いただくため、後日各委員に送付をさせていただきますのでよろしくお願いします。
委員長	これにて令和8年度第1回港区児童福祉委員会を終了します。
	－ 閉会 －